

議案第65号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の25」を「100分の37」に改める。

別表中「918,000円」を「913,000円」に、「789,000円」を「784,000円」に、「653,000円」を「649,000円」に、「630,000円」を「626,000円」に、「611,000円」を「607,000円」に改める。

第2条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の37」を「100分の25」に、「100分の167.5」を「100分の173.5」に改める。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を改定する必要がある。